

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年12月20日

水 曜 日

号 外(2)

## 目 次

### 規 則

- 富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 1
- 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日  
を定める規則 6
- 富山県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- 富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 7

## 規 則

富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年12月20日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第46号

富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

富山県単純労務職員の給与に関する規則（昭和34年富山県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	128,900	180,300	202,000	249,100
	2	129,800	181,800	203,400	250,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400
	4	131,700	184,800	206,100	252,600

5	132,700	186,100	207,400	253,500
6	133,700	187,600	208,800	254,800
7	134,700	189,000	210,200	255,900
8	135,700	190,300	211,600	257,100
9	136,500	191,700	213,000	258,200
10	137,500	192,900	214,600	259,300
11	138,500	194,200	216,200	260,500
12	139,600	195,300	217,600	261,700
13	140,400	196,500	218,900	262,700
14	141,400	197,600	220,400	263,800
15	142,400	198,700	221,900	264,800
16	143,400	199,800	223,200	265,800
17	144,500	200,900	224,100	266,900
18	145,700	202,000	224,900	268,100
19	146,900	203,000	225,800	269,200
20	148,100	204,000	226,800	270,100
21	149,200	205,000	227,700	271,100
22	150,400	206,100	229,200	272,200
23	151,600	207,200	230,500	273,300
24	152,800	208,200	231,600	274,300
25	154,000	209,100	233,100	275,200
26	155,500	210,000	234,400	276,300
27	157,000	210,700	235,700	277,400
28	158,500	211,600	237,000	278,500
29	159,900	212,500	238,000	279,400
30	161,400	213,700	239,200	280,500
31	162,900	214,700	240,500	281,500
32	164,400	215,600	241,700	282,500
33	165,900	216,300	242,800	283,300
34	167,700	217,500	244,100	284,200
35	169,500	218,600	245,200	285,100
36	171,300	219,800	246,400	286,200
37	173,100	220,500	247,700	286,800

	38	174,800	221,700	248,900	287,700
	39	176,500	222,900	250,200	288,600
	40	178,200	224,000	251,500	289,500
	41	179,800	224,900	252,500	290,200
	42	181,200	226,100	253,800	291,200
	43	182,600	227,100	254,900	292,200
	44	184,000	228,200	256,200	293,100
	45	185,500	229,300	257,100	293,800
	46	186,900	230,400	258,200	294,700
	47	188,300	231,500	259,400	295,600
	48	189,700	232,500	260,400	296,500
	49	191,000	233,500	261,600	297,200
	50	192,200	234,600	262,800	297,800
	51	193,300	235,700	264,000	298,500
	52	194,500	236,900	264,900	299,300
	53	195,600	238,000	265,900	299,900
	54	196,700	239,000	267,000	300,700
	55	197,800	239,900	268,200	301,400
	56	198,900	240,700	269,400	302,100
	57	200,000	241,600	270,200	302,800
	58	201,000	242,600	271,200	303,500
	59	202,000	243,600	272,300	304,300
	60	203,000	244,500	273,300	305,000
	61	204,100	245,400	274,400	305,600
	62	205,000	246,300	275,500	306,300
	63	205,900	247,200	276,300	307,000
	64	206,800	248,100	277,400	307,700
	65	207,500	248,900	278,200	308,200
	66	208,300	249,700	279,000	308,700
	67	209,000	250,500	279,800	309,300
	68	209,800	251,200	280,600	309,900
再任用職員	69	210,200	252,000	281,300	310,500
以外の職員	70	210,800	252,600	282,100	310,900

71	211,100	253,000	282,900	311,400
72	211,700	253,400	283,600	311,900
73	211,900	253,600	284,400	312,200
74	212,500	254,000	285,100	312,700
75	213,000	254,500	285,900	313,200
76	213,800	255,000	286,700	313,600
77	214,000	255,400	287,300	313,800
78	214,700	255,800	287,800	314,100
79	215,200	256,300	288,300	314,400
80	215,800	256,800	288,700	314,700
81	216,500	257,100	289,100	315,000
82	217,000	257,400	289,500	315,300
83	217,600	257,700	290,000	315,600
84	218,300	258,000	290,500	315,900
85	218,900	258,200	290,900	316,100
86	219,400	258,400	291,500	316,500
87	219,900	258,700	292,100	316,800
88	220,600	259,000	292,700	317,000
89	221,100	259,200	293,000	317,200
90	221,700	259,400	293,500	317,500
91	222,300	259,800	294,000	317,800
92	222,800	260,000	294,400	318,100
93	223,200	260,300	294,800	318,300
94	223,700	260,700	295,300	318,600
95	224,200	261,000	295,800	318,900
96	224,700	261,300	296,300	319,100
97	225,200	261,500	296,600	319,300
98	225,700	261,800	297,000	319,600
99	226,200	262,000	297,500	319,900
100	226,700	262,300	298,000	320,100
101	227,100	262,600	298,400	320,300
102	227,600	262,800	298,800	
103	228,200	263,100	299,100	

104	228,800	263,400	299,400
105	229,200	263,600	299,700
106	229,700	263,800	300,100
107	230,000	264,100	300,500
108	230,400	264,300	300,900
109	230,600	264,600	301,200
110	231,000	264,900	301,600
111	231,500	265,200	302,000
112	232,000	265,400	302,300
113	232,200	265,600	302,500
114	232,700	265,900	302,800
115	233,200	266,100	303,100
116	233,700	266,300	303,300
117	234,000	266,600	303,500
118	234,400	266,900	303,800
119	234,800	267,200	304,100
120	235,200	267,500	304,300
121	235,600	267,600	304,500
122		267,900	304,800
123		268,200	305,100
124		268,500	305,300
125		268,600	305,500
126		268,900	305,800
127		269,200	306,100
128		269,500	306,300
129		269,600	306,500
130		269,900	306,800
131		270,200	307,100
132		270,500	307,300
133		270,600	307,500
134		270,900	
135		271,200	
136		271,500	

	137		271,600		
再任用職員		193,200	204,300	222,800	243,600

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の富山県単純労務職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の富山県単純労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(人 事 課)

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定め、公布する。

平成29年12月20日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県規則第47号**

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の  
施行期日を定める規則

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年富山県条例第50号）の施行期日は、平成29年12月20日とする。

(人 事 課)

富山県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定め、公布する。

平成29年12月20日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県規則第48号**

富山県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

富山県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成29年富山県条例第51号）の施行期日は、平成30年1月1日とする。

（人 事 課）

富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年12月20日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県規則第49号**

富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

富山県職員等退職手当支給条例施行規則（昭和28年富山県規則第78号）の一部を次のように改正する。

様式第24号（裏）1中「退職手当等」を「退職手当」に改める。

様式第28号（表）中

業訓練等の施設	名称	

を

業訓練等の施設	名称	
⑤特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称	所在地	
	名称	

に、「⑤」を「⑥」に、「⑥」を「⑦」に、「⑦」を「⑧」に、「⑧」を「⑨」に、「⑨」を「⑩」に、「⑩」を「⑪」に、「⑪」を「⑫」に、「⑫」を「⑬」に、「⑬」を「⑭」に改め、同様式（裏）3中「から⑦欄まで」を「及び⑥欄から⑧欄まで」に改め、同様式（裏）中7を8とし、同様式（裏）6中「⑪の家族欄」を「⑫の家族欄」に改め、同様式（裏）6を同様式（裏）7とし、同様式（裏）5中「⑧欄」を「⑨欄」に改め、同様式（裏）5を同様式（裏）6とし、同様式（裏）4中「及び③欄」を「、③欄及び⑤欄」に改め、同様式（裏）4を同様式（裏）5とし、同様式（裏）3の次に次のように加える。

- 4 公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、⑤欄は記載しないこと。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県職員等退職手当支給条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(人 事 課)